

## “義理の親の介護をした分のお金”

質問：私は現在夫と二人暮らしですが、去年までは夫の父親も同居しておりました。そして夫が仕事で忙しく、夫の父親の介護は殆ど私が担当しておりました。大変辛い日々でした。その夫の父親は去年に亡くなり、その遺産は夫とその妹にだけ渡されました。けれども私が夫を自分で介護することで介護費用は他であまり払うこともなかったのです。夫の父の両親の財産は減ることが無かったはずですが、だから介護した私にも夫の父の遺産の一部を受け取れる権利はないのでしょうか。

回答：民法が改正されて新しくなったので、そのように療養看護をして貢献した場合、相続人の方でなくても「特別寄与料」を受け取れる制度ができました。ただしポイントはそのような「特別寄与料」を、この場合ですと夫や夫の妹様に請求出来る権利が認められたということです。ですから、そのような請求をしたお陰で夫婦仲が壊れたり家庭崩壊したりすることがあります。また請求に期限があり、それまでに証拠も揃えないとなりません。そしてもしその「特別寄与料」の提案にご家族が不満を感じると裁判になってしまいます。確かに今回の法律改正で相続人以外の方でも「特別寄与料」を請求出来るようになりましたが実現するにはやはりハードルがあります。そこでやはり一番スムーズに夫の父親から金銭を得るには、夫の父親に生前から遺言を準備してもらうことです。

## “スタッフ紹介 大垣”



中高年の方のひきこもりが近年社会問題になっております。ひきこもりは青年の問題だけではなく、中高年の方のおよそ1.45%、人口にしてなんと61.3万人の方がそのような状態にあると言われております。そして問題はそのような方の発見が、引きこもっていらっしゃるの難しいということです。家族も公には言うことが難しいでしょう。けれども、ご両親が健在の間はひとまず安心出来ますが、ご両親も高齢になり介護を必要とする状態になると、そのご家族全体の状態が一気に悪化いたします。私はこのような社会問題を少しでも解決していきたいという思いで働いております。